

訪問介護「福祉NPOグループみずほ」の概要

1. 事業所の名称及び所在地

名 称 福祉NPOグループみずほ
所 在 地 〒354-0018 富士見市西みずほ台 3-3-11 ハイツみずほ台 104 号
電 話 番 号 049-268-5333 (代)
事業者番号 1172900266
サービス種類 訪問介護

2. 営業日及び営業時間

営 業 日 月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
営 業 時 間 午前9時00分～午後5時00分
連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

3. 通常の事業の実施地域

富士見市、三芳町

※ 上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4. 従業員の職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1人（常勤）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- ・サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、訪問介護の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- ・訪問介護員 常勤換算方法により2.5人以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

- ・事務員 1人以上（常勤、非常勤職員を含む）

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

5. 利用料について

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

6. 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護を提供する際は、通常の事業の実施地域を越えた地点から

その交通費の実費を徴収します。なお、自転車、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

○事業の実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 200円

○事業の実施地域を超えた地点から、片道2キロメートル以上 400円

7. 秘密保持（個人情報の保護）

利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者及びサービス提供責任者）

電話番号 049-268-5333（代） FAX：049-268-5366

受付時間 月曜日～金曜日（午前9時00分～午後5時00分）（祝日、12月29日～1月3日を除く）

その他の苦情・相談窓口

○ 富士見市役所 高齢者福祉課 電話番号：049-251-2711

○ 三芳町役場 健康課 電話番号：049-258-0019

○ 富士見市地域包括支援センター むさしの：255-6320 ふじみ苑：293-1168

えぶりわん鶴瀬Nisi：293-8330

みずほ苑：256-7423

ひだまりの庭むさしの：268-5005

○ 三芳町地域包括支援センター 電話番号：049-258-00（内線：188・189）

受付時間 午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝日を除く）

○ 「埼玉県国民健康保険団体連合会」（国保連合会）

介護サービス苦情相談窓口 電話番号：048-824-2568 FAX：048-824-2561

受付時間 午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝日を除く）